

四日市市告示第 424 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月 26日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	白須賀18号線	白須賀一丁目2046番3 白須賀一丁目2046番3	4.0~6.1	54.4	NO.1
整理番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
2	河原田71号線	河原田町字里岸333番8 河原田町字里岸333番7	4.7~7.7	54.2	NO.2